

“鳥獣駆逐用煙火”使用上の注意

猪苗代消防署・猪苗代町消防団・農林課

- ※ 有害鳥獣を追い払う目的でのみ使用してください。
- ※ 花火は直接手で持って使用しないでください。(暴発等の危険性あり。)
必ず発射台をご使用ください。
- ※ 花火を使用する前に、周囲を確認してください。
家屋や可燃物の近くでは使用しないでください。(火災を引き起こす可能性あり。)
発射方向に人がいる場合は使用しないでください。
- ※ 花火に着火すると、火の粉を噴出しますのでご注意ください。
花火に着火後は、すばやく発射態勢を取ってください。
発射態勢は、発射台を持つ腕を、発射方向に伸ばし、体から離れた状態になります。
- ※ 発射後に、発射台の筒先をのぞかないでください。
- ※ 花火の消火を確認してください。発射弾が地面に落下した場合は、落下先で引火等が発生していないか確認してください。
- ※ 花火を使用する場合は、必ず消火用の水等をご準備ください。

(お問い合わせ先 猪苗代町農林課 農林整備係 電話番号 62-2116)